人事委員会の裁決について

平成２６年４月１６日
教育振興部教職員課
２２３－４０３６

本件は、平成２６年３月２０日付けの不利益処分に係る人事委員会の裁決について、不利益処分についての不服申立てに関する規則第６６条第１項各号に掲げる場合に該当しないと判断し、再審の請求を行わないことと決定したものです。